武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部における決定事項について

令和3年5月10日に開催した第26回武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部において、下記の事項について決定しましたのでお知らせします。

記

東京都新型コロナウイルス感染症対策本部が令和3年5月7日に決定した「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」に沿って、第25回 武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部において決定した事項の一部を変更した上で、令和3年5月12日から当面の間、感染対策を継続する。

- 1 公共施設等の取扱いについて 【一部変更】 別紙のとおり
- 2 市主催等のイベントの中止について【期間の延長】 市が主催又は共催する各種イベントは、当面の間中止する。
- 3 新型コロナウイルス感染症予防のための職員体制について【期間の延長】 職員の勤務体制については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、在宅勤務等 を引き続き推進し、職員の出勤を削減する。
- 4 市立小・中学校について【期間の延長】 通常どおりの登校とするが、部活動については制限付きの実施とする。
- 5 その他【期間の延長】

不要不急の外出を控える旨のメッセージについて、当面の間、防災行政無線、青色 防犯パトロールカー及び塵芥収集車等による市民への広報を継続する。

(1) 当面の間休館及び利用中止等の施設

| 施設 | 所 管 | 備考 |
|-----------------|---------|-----------|
| 中部地区会館 | 教育総務課 | 原則利用中止 |
| 歴史民俗資料館 | 文化振興課 | 休館 |
| 歴史民俗資料館分館 | | |
| 総合体育館 | スポーツ振興課 | 利用中止 |
| 学校施設 (屋内運動場の開放) | | |
| 村山温泉「かたくりの湯」 | 産業観光課 | 休館 |
| 各図書館・地区図書館 | 図書館 | 貸出・返却のみ実施 |

(2) 夜間帯のみ利用中止の施設

| 施設 | 所 管 | 備考 |
|-----------------|---------|----------|
| 市民会館(さくらホール) | | |
| 公民館・公民館中久保分館・公民 | | |
| 館さいかち分館 | | |
| 地区会館(雷塚、中藤、三ツ木、 | 文化振興課 | |
| 大南、残堀・伊奈平) | | |
| 地区集会所(上水台、新海道、西 | | |
| 大南、中原、大南公園、学園、新 | | |
| 大南、湖南、さいかち公園) | | |
| 屋外体育施設 | スポーツ振興課 | |
| 屋外学習体験広場 | 文化振興課 | 日帰り利用のみ可 |
| 緑が丘ふれあいセンター(緑が丘 | | |
| コミュニティセンター・男女共同 | 協働推進課 | 午後5時閉館 |
| 参画センター) | | |

夜間帯のみ利用中止の施設 (続き)

| 施設 | 所 管 | 備考 |
|------------------|---------|--------|
| 市民総合センター(社会福祉関係 | | |
| 団体活動室 (小・中会議室)、調 | 障害福祉課 | |
| 理実習室) | | |
| 市民総合センター(ボランティア・ | 協働推進課 | 午後7時閉館 |
| 市民活動センター) | | |
| 市民総合センター(生涯学習活動 | 文化振興課 | |
| 室) | 义化派兴味 | |
| 学校施設 (校庭の開放) | スポーツ振興課 | |
| 緑が丘出張所会議室 | 市民課 | |
| | | |
| 若草集会所 | 障害福祉課 | |

(3) 再開する施設

| 施設 | 所 管 | 備考 |
|------------|-------|--------------------------|
| 情報館「えのき」 | 産業観光課 | |
| 福祉会館・老人福祉館 | 福祉総務課 | 入浴施設、カラオケの使用 は、引き続き中止 |

(4) その他の公共施設

通常どおり開館するが、事業等が中止となる場合がある。 都市公園・児童遊園及び地域運動場・運動広場の団体利用は、再開する。

備考 利用可能な施設においても、収容率は、50パーセント以下とする。